

第 31 回多摩薬業連携協議会フォーラム

「薬業連携における情報共有」 薬機法改正と薬剤師の法的責任 -患者のクレームにどう向き合うか-

この度、多摩薬業連携協議会フォーラムを開催させていただくことと致しました。御多忙とは存じますが、ご参加くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

ご参加いただくには Web からの事前申し込みが必要です。下段左側の QR コードもしくは【<https://forms.gle/ogD7tmk9h6Gmite7A>】よりお申込みください。

本会は、(財)日本薬剤師研修センター認定の集合研修会です。受講シールは研修会終了後に別途申請が必要となります。受講シールの申請には、研修会内で提示する2つのキーワードが必要となります。また、申請は研修会当日の24:00までです。(薬剤師免許番号必須) 受講シールの申請は下段右側の QR コードもしくは【<https://forms.gle/ArNqHEVdMabvb6Ft9>】より申請してください。

日 時：令和2年12月16日（水曜日）19:00～20:30
場 所：Web開催（18:40より接続可） ※接続URLは申込後に自動配信
（kanri@hachiyaku.page より配信されます。メールの受信拒否設定を事前にご確認ください。）
会 費：無料
司 会：田極 淳一 委員（コサカ薬局北口店）
■ 開会の辞 佐伯 潤 委員長（町田市民病院）
■ 特別講演（19:05～20:25）
座長 大山 勝宏 委員（東京薬科大学）

「薬剤師の法的責任と患者からのクレーム対応」

蒔田法律事務所 弁護士 蒔田 覚 先生

共催：多摩薬業連携協議会・東京都病院薬剤師会・多摩東支部・多摩西南支部・西多摩薬剤師会
北多摩薬剤師会・八王子薬剤師会・南多摩薬剤師会・町田市薬剤師会・東京薬科大学

参加申込用

期間：11月16日（月）～12月11日（金）



受講シール申請用

期限：12月16日（水）24:00まで
申請には薬剤師免許番号が必要です

